

平成23年度第1回

大阪府高齢者医療懇談会《資料》

*** 目 次 ***

(1) 制度施行状況

○ 被保険者数と保険料収納率の推移	・・・	1
○ 市町村別保険料収納率	・・・	2
○ 全国の保険料収納率	・・・	3
○ 医療給付費の年度別推移	・・・	4
○ 全国の一人当たり給付費	・・・	6
○ 医療費適正化事業	・・・	7
○ 平成22年度健康診査受診状況	・・・	9
○ 東日本大震災における被災転入者の状況等	・・・	10

(2) 今後の取組み

○ 平成24・25年度新保険料率の算定スケジュール(案)	・・・	11
○ 広域計画の改定スケジュール(案)	・・・	13

《参考資料》

○ 広域計画 (平成19年7月策定)	・・・	15
--------------------	-----	----

○ 被保険者数と保険料収納率の推移

被保険者数

(単位：人)

	被保険者数	増減数(対前年)	20年4月から の伸び率(%)
平成20年4月末	723,702		
平成21年4月末	755,953	32,251	104.46%
平成22年4月末	790,458	34,505	109.22%
平成23年4月末	828,471	38,013	114.48%

(内訳)

(単位：人)

	75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
	被保険者数	増減数(対前年)	被保険者数	増減数(対前年)
平成20年4月末	695,662		28,040	
平成21年4月末	729,678	34,016	26,275	-1,765
平成22年4月末	766,049	36,371	24,409	-1,866
平成23年4月末	806,232	40,183	22,239	-2,170

保険料収納率

	保険料収納率	増減数(対前年)
平成20年度	98.40%	
平成21年度	98.56%	0.16%
平成22年度	98.78%	0.22%

(調定額と収納額)

(単位：円)

	調定額	収納額
平成20年度	58,739,480,623	57,799,571,781
平成21年度	60,171,938,720	59,304,409,186
平成22年度	64,561,650,168	63,775,958,105

○ 市町村別保険料収納率

	平成21年度			平成22年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
大阪市	17,181,415,265	16,841,818,571	98.02%	18,055,116,314	17,743,362,379	98.27%
堺市	5,694,546,894	5,620,847,853	98.71%	6,156,046,822	6,101,780,760	99.12%
岸和田市	1,285,081,507	1,271,269,187	98.93%	1,381,058,596	1,367,181,938	99.00%
豊中市	3,248,673,262	3,179,142,644	97.86%	3,510,745,045	3,462,798,451	98.63%
池田市	989,698,575	979,377,121	98.96%	1,069,412,641	1,057,553,257	98.89%
吹田市	2,722,889,761	2,689,120,990	98.76%	2,949,745,453	2,921,359,954	99.04%
泉大津市	440,370,454	437,219,472	99.28%	463,716,453	460,185,621	99.24%
高槻市	2,958,052,504	2,937,102,277	99.29%	3,242,233,709	3,219,748,506	99.31%
貝塚市	529,361,150	521,603,048	98.53%	565,199,920	559,870,912	99.06%
守口市	893,023,950	880,641,932	98.61%	958,318,789	944,498,738	98.56%
枚方市	2,871,721,599	2,837,840,707	98.82%	3,139,258,245	3,106,577,559	98.96%
茨木市	1,916,127,978	1,904,901,967	99.41%	2,086,133,024	2,073,340,575	99.39%
八尾市	1,923,637,830	1,900,276,620	98.79%	2,059,369,133	2,036,591,089	98.89%
泉佐野市	601,660,822	594,459,642	98.80%	647,063,146	641,044,093	99.07%
富田林市	899,191,246	891,683,437	99.17%	980,241,805	973,560,053	99.32%
寝屋川市	1,532,053,291	1,510,740,501	98.61%	1,657,435,134	1,638,030,572	98.83%
河内長野市	964,309,308	960,674,179	99.62%	1,053,437,993	1,047,760,062	99.46%
松原市	793,974,866	787,532,335	99.19%	842,877,624	837,733,977	99.39%
大東市	658,663,828	649,150,899	98.56%	721,490,435	711,436,451	98.61%
和泉市	893,611,061	885,715,376	99.12%	981,517,616	973,390,839	99.17%
箕面市	1,129,350,415	1,117,463,483	98.95%	1,217,918,002	1,204,954,583	98.94%
柏原市	467,287,534	460,002,425	98.44%	483,067,013	477,184,246	98.78%
羽曳野市	879,588,086	869,193,439	98.82%	944,776,607	935,605,914	99.03%
門真市	679,744,247	664,305,927	97.73%	739,737,947	725,561,521	98.08%
摂津市	496,052,947	491,110,999	99.00%	534,053,986	528,521,925	98.96%
高石市	466,159,199	462,513,267	99.22%	500,539,480	497,546,233	99.40%
藤井寺市	534,970,374	529,847,687	99.04%	572,919,711	568,421,095	99.21%
東大阪市	3,164,617,290	3,102,283,493	98.03%	3,364,378,677	3,307,824,381	98.32%
泉南市	363,002,922	358,558,043	98.78%	395,825,360	390,451,592	98.64%
四條畷市	290,858,543	287,847,184	98.96%	327,383,263	324,228,903	99.04%
交野市	522,075,194	516,895,649	99.01%	581,603,046	576,198,842	99.07%
大阪狭山市	470,384,518	464,265,220	98.70%	513,254,658	507,750,716	98.93%
阪南市	343,737,189	343,015,960	99.79%	376,018,750	374,789,678	99.67%
島本町	236,112,134	233,509,007	98.90%	252,694,752	250,495,710	99.13%
豊能町	197,633,358	196,393,413	99.37%	227,775,231	226,484,983	99.43%
能勢町	93,227,294	92,518,823	99.24%	98,527,207	97,776,900	99.24%
忠岡町	119,457,940	118,635,835	99.31%	129,599,034	128,286,824	98.99%
熊取町	251,168,112	249,713,610	99.42%	268,493,600	267,594,310	99.67%
田尻町	52,070,929	51,724,650	99.33%	55,387,034	54,686,680	98.74%
岬町	149,844,552	148,684,836	99.23%	164,068,134	162,944,404	99.32%
太子町	94,015,546	92,934,769	98.85%	99,989,192	98,415,970	98.43%
河南町	125,549,610	124,971,144	99.54%	142,414,827	141,620,149	99.44%
千早赤阪村	46,965,636	46,901,565	99.86%	50,806,760	50,806,760	100.00%
合計	60,171,938,720	59,304,409,186	98.56%	64,561,650,168	63,775,958,105	98.78%

注1：収納率は小数点第3位を四捨五入。

○ 全国の保険料収納率（平成20・21年度）

	平成20年度				平成21年度				対前年度差	
	収納率		(内、普通徴収分)		収納率		(内、普通徴収分)		%	順位
	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位		
全国平均	98.75	—	96.95	—	99.00	—	97.60	—	0.25	—
北海道	98.90	26	97.06	26	99.09	27	97.88	18	0.19	23
青森県	98.84	31	96.44	37	99.06	31	97.33	39	0.22	16
岩手県	99.21	9	97.43	15	99.33	13	97.90	16	0.12	37
宮城県	98.63	41	96.05	46	98.96	40	97.10	44	0.33	6
秋田県	99.16	14	97.13	24	99.34	10	97.79	20	0.18	25
山形県	99.36	3	97.75	8	99.42	5	98.13	14	0.06	42
福島県	98.86	30	96.33	40	99.07	30	97.10	43	0.21	18
茨城県	98.82	34	96.61	32	99.03	34	97.34	38	0.21	17
栃木県	98.82	33	96.71	31	99.05	32	97.48	36	0.23	14
群馬県	99.19	11	97.69	10	99.16	22	97.74	23	▲ 0.03	47
埼玉県	98.63	42	97.39	17	98.95	41	97.69	24	0.33	7
千葉県	98.73	36	96.60	33	98.90	42	97.32	40	0.16	26
東京都	97.85	46	96.24	43	98.55	46	97.20	42	0.70	2
神奈川県	98.76	35	97.68	12	98.96	39	97.62	29	0.20	19
新潟県	99.35	4	97.98	5	99.45	4	98.40	6	0.10	39
富山県	99.08	17	97.15	23	99.24	18	97.74	22	0.16	29
石川県	99.28	8	98.10	3	99.39	7	98.49	4	0.11	38
福井県	98.90	27	96.80	29	99.22	19	97.89	17	0.32	8
山梨県	98.62	43	96.16	44	99.00	37	97.42	37	0.38	4
長野県	99.32	5	97.91	6	99.40	6	98.37	7	0.08	40
岐阜県	99.19	10	97.71	9	99.34	11	98.25	12	0.14	32
静岡県	98.71	37	96.56	35	98.86	43	97.31	41	0.15	31
愛知県	99.12	15	97.88	7	99.26	16	98.35	9	0.14	33
三重県	98.91	25	96.48	36	99.08	28	97.51	35	0.16	28
滋賀県	99.41	2	98.21	2	99.49	3	98.50	3	0.07	41
京都府	98.98	22	97.47	14	99.00	36	97.69	26	0.02	45
大阪府	98.40	45	96.27	42	98.56	45	96.87	46	0.16	27
兵庫県	98.87	29	96.92	28	99.07	29	97.68	27	0.20	21
奈良県	98.96	24	97.21	22	99.25	17	98.17	13	0.29	11
和歌山県	98.70	39	96.35	39	99.02	35	97.56	33	0.32	9
鳥取県	99.29	7	97.68	13	99.49	2	98.53	2	0.20	20
島根県	99.64	1	99.09	1	99.62	1	98.89	1	▲ 0.01	46
岡山県	99.02	20	97.29	20	99.15	23	97.77	21	0.13	34
広島県	99.18	12	97.69	11	99.33	12	98.27	11	0.15	30
山口県	98.99	21	96.77	30	99.26	15	97.91	15	0.27	12
徳島県	98.71	38	96.36	38	99.04	33	97.58	31	0.33	5
香川県	99.30	6	98.04	4	99.35	9	98.46	5	0.05	43
愛媛県	99.08	16	97.41	16	99.31	14	98.33	10	0.22	15
高知県	98.88	28	96.95	27	99.00	38	97.53	34	0.12	35
福岡県	98.61	44	96.33	41	98.80	44	97.10	45	0.20	22
佐賀県	99.07	18	97.25	21	99.36	8	98.37	8	0.30	10
長崎県	99.17	13	97.32	18	99.20	21	97.59	30	0.03	44
熊本県	98.83	32	96.60	34	99.09	25	97.69	25	0.27	13
大分県	98.97	23	97.08	25	99.09	24	97.62	28	0.12	36
宮崎県	98.70	40	96.11	45	99.09	26	97.57	32	0.40	3
鹿児島県	99.02	19	97.29	19	99.21	20	97.87	19	0.18	24
沖縄県	96.33	47	92.92	47	97.63	47	95.63	47	1.30	1

【出所：平成23年2月4日付 厚生労働省公表資料（速報）】

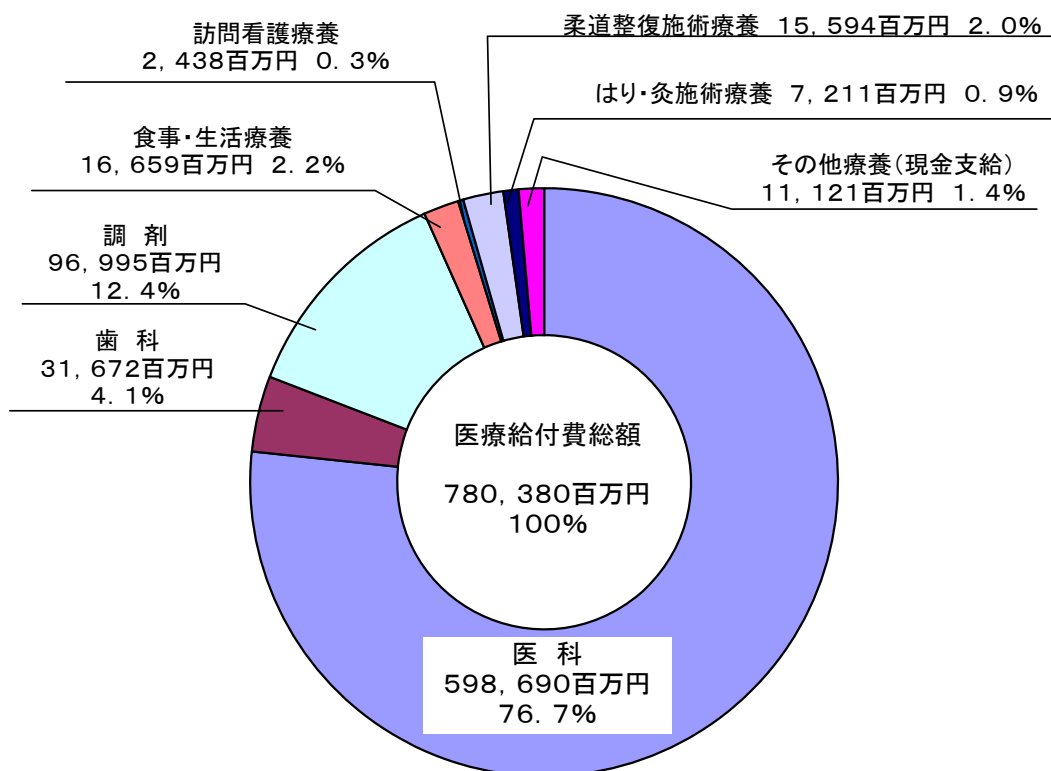
○ 医療給付費の年度別推移

	平成20年度(決算)	平成21年度(決算)	平成22年度(決見)
保険給付費	613,218,560,035 円	724,339,586,562 円	780,379,964,244 円
増 減	—	111,121,026,527 円	56,040,377,682 円
対前年比	—	118.1 %	107.7 %
被保険者数平均 (3月～2月)	734,601 人	765,932 人	801,544 人
増 減	—	31,331 人	35,612 人
1人当り給付費	834,764 円	945,697 円	973,596 円
増 減	—	110,933 円	27,899 円
対前年比	—	113.3 %	103.0 %

(注)

- ・平成20年度は11ヶ月分
- ・平成21年度から高額介護合算を実施
- ・保険給付費は、審査支払手数料、葬祭費を除く。

平成22年度医療給付費内訳(見込)



※3月から2月診療分の12ヶ月

1人当たり給付費 973,596円

※医療費総額780,379,964,244円、被保険者数801,544人(平均)として算出

医療給付費比較

			平成21年度決算		平成22年度(決見)		
			給 付 費	1人当たり	給 付 費	1人当たり	1人当たり伸率
現物給付	医科	入 院	327,819,086,114	428,000	362,796,040,313	452,621	105.75%
		入院外	226,832,667,324	296,152	235,893,619,591	294,299	99.37%
	歯科	入 院	345,183,033	451	439,930,589	549	121.79%
		入院外	28,412,511,566	37,095	31,232,045,360	38,965	105.04%
	調 剤		90,113,688,429	117,652	96,994,897,432	121,010	102.85%
	食事	医 科	15,621,414,541	20,395	16,645,580,361	20,767	101.82%
		生 活	11,324,935	15	13,696,560	17	115.57%
	訪問看護		2,131,095,287	2,782	2,437,846,566	3,041	109.31%
	小 計		691,286,971,229	902,544	746,453,656,772	931,270	103.18%
現金給付	療 養 費		731,848,264	956	799,856,824	998	104.44%
	柔道整復		15,671,526,113	20,461	15,594,449,373	19,456	95.09%
	あんま・マッサージ		3,027,604,129	3,953	3,117,160,447	3,889	98.38%
	はり・灸		3,701,107,911	4,832	4,094,025,813	5,108	105.70%
	高額療養費		9,404,050,183	12,278	9,710,121,520	12,114	98.67%
	高額介護合算		516,478,733	674	610,693,495	762	112.99%
	小 計		33,052,615,333	43,153	33,926,307,472	42,326	98.08%
合 計		724,339,586,562	945,697	780,379,964,244	973,596	102.95%	

被保険者数		765,932		801,544	
-------	--	---------	--	---------	--

現物給付の入院・入院外合計

	入院			入院外		
	給 付 費	合計額に占る割合	1人当たり	給 付 費	合計額に占る割合	1人当たり
平成21年度	328,164,269,147	0.45	428,451	255,256,503,825	0.35	333,263
平成22年度	363,235,970,902	0.47	453,170	267,125,664,951	0.34	333,264

○ 全国の1人当たり給付費

	平成20年度			平成21年度			前年度差	
	被保険者数 (年平均)	1人当たり		被保険者数 (年平均)	1人当たり		1人当たり	
		給付費	順位		給付費	順位	給付費	順位
北海道	623,214	872,085	46	644,491	975,691	46	103,606	42
青森	169,719	642,782	12	175,725	715,754	10	72,972	5
岩手	184,443	583,087	1	189,901	642,253	1	59,166	2
宮城	250,998	650,170	15	258,881	728,564	14	78,394	10
秋田	169,384	640,184	11	173,352	719,424	12	79,240	11
山形	177,778	615,931	7	180,981	699,550	8	83,619	21
福島	265,781	659,069	17	272,174	742,066	18	82,997	18
茨城	304,118	632,633	9	312,117	713,301	9	80,668	14
栃木	210,013	617,024	8	215,142	695,247	6	78,223	8
群馬	226,678	643,487	13	232,518	727,545	13	84,058	22
埼玉	521,751	662,060	19	546,928	745,390	19	83,330	19
千葉	499,960	615,496	6	522,137	668,098	3	52,602	1
東京	1,081,137	688,690	25	1,124,862	777,539	26	88,849	25
神奈川	694,303	660,833	18	726,882	740,529	17	79,696	12
新潟	323,696	586,632	2	330,085	657,509	2	70,877	4
富山	146,770	665,652	20	150,346	746,557	20	80,905	15
石川	137,124	772,770	36	139,892	868,646	35	95,876	33
福井	105,225	688,782	26	107,146	773,684	25	84,902	23
山梨	107,988	634,952	10	109,833	718,302	11	83,350	20
長野	301,405	611,569	5	306,556	676,379	4	64,810	3
岐阜	235,312	646,833	14	241,671	732,896	16	86,063	24
静岡	409,736	604,066	3	421,851	680,657	5	76,591	6
愛知	623,822	709,802	29	651,143	808,872	30	99,070	36
三重	215,480	609,941	4	217,923	699,381	7	89,440	27
滋賀	134,973	685,754	24	138,664	779,739	27	93,985	31
京都	270,961	772,704	35	278,598	875,148	36	102,444	41
大阪	734,601	834,764	44	765,932	945,697	44	110,933	46
兵庫	565,037	741,145	33	582,630	837,253	32	96,108	34
奈良	144,855	701,714	28	149,460	797,969	28	96,255	35
和歌山	136,167	683,737	23	138,990	765,433	22	81,696	16
鳥取	83,331	653,709	16	84,775	731,988	15	78,279	9
島根	117,245	671,577	21	119,190	752,217	21	80,640	13
岡山	239,385	740,283	32	244,308	831,689	31	91,406	28
広島	323,967	818,576	42	332,081	924,992	42	106,416	43
山口	206,846	776,505	37	210,396	877,338	38	100,833	38
徳島	109,459	740,022	31	112,160	841,189	33	101,167	40
香川	131,833	717,115	30	133,918	799,591	29	82,476	17
愛媛	195,529	681,616	22	199,738	770,868	24	89,252	26
高知	115,009	856,128	45	117,017	966,061	45	109,933	45
福岡	518,750	907,383	47	534,089	1,021,504	47	114,121	47
佐賀	108,696	785,780	39	111,067	885,479	39	99,699	37
長崎	188,061	824,224	43	192,559	925,132	43	100,908	39
熊本	244,072	781,698	38	249,547	876,773	37	95,075	32
大分	160,667	757,389	34	164,368	850,641	34	93,252	30
宮崎	148,724	689,165	27	152,657	765,823	23	76,658	7
鹿児島	246,650	804,745	41	250,349	911,670	41	106,925	44
沖縄	109,090	801,567	40	113,104	893,418	40	91,851	29
全国計	13,219,743	712,411	—	13,628,134	801,596	—	88,077	—

○ 医療費適正化事業

1 医療費通知の送付

送付時期	記載内容
対象被保険者に4か月分ずつ年3回送付	医科、歯科、調剤、柔道整復による施術の医療機関等名、受診日数又は施術回数、医療費の金額等 平成23年1月送付分からは、 鍼灸・マッサージ等の受診内容を追加記載

【参考】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
送付件数（延べ）	771,717 件	2,201,744 件	2,325,291 件

（注）・受診月から約2ヵ月後にレセプトが届き、さらに、返戻の再提出までの期間を考慮するため、送付は約5ヵ月後となる。

・平成20年度は、4月～8月受診分を2月から3月に送付。

・平成22年度までは、府内を3ブロックに分け、順次送付。

平成23年度からは、ブロック分けを廃止し、府内全域の対象被保険者に、4か月分ずつ送付。

【レセプト枚数】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
レセプト	19,283,066 枚	22,427,710 枚	23,452,572 枚
柔道整復	933,296 枚	1,049,771 枚	1,107,169 枚
合計	20,216,362 枚	23,477,481 枚	24,559,741 枚

2 レセプト2次点検の実施

内容点検	横覧点検	縦覧点検	突合点検
医科、歯科、調剤の単月分の点検	同一医療機関での入院と外来分についての算定を点検	同一医療機関で同一疾病で受診している患者の複数月遡って点検	1,500点以上の調剤レセプトは医科、歯科レセプトとの突合

【参考】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
減額査定（診療点数が減点となったもの）	31,508 件	77,611 件	92,185 件
	153,082,890 円	397,374,090 円	399,563,630 円
返戻（内容に不備があるため、戻したもの）	6,744 件	6,952 件	6,893 件
	383,189,370 円	407,468,700 円	369,078,960 円

3 重複・頻回受診訪問指導の実施

対象	平成22年度	平成23年度
<ul style="list-style-type: none"> ・同一傷病で、同一診療科の1か月当たりのレセプトが5枚以上 ・同一傷病について、1か月当たり15回以上の受診 	モデル実施とし、府内8市区について延べ1,000人の予定で実施	府内全域を実施地区とし、延べ2,000人として実施予定 現在、対象者の抽出にあたっている。

【参考】

平成22年度実施分	重複受診	151人
	頻回受診	643人
	対象計	794人
	何らかの改善あり	31%
	効果額	5,928,624円

4 ジェネリック医薬品の利用促進にかかる差額通知の送付（予定）

- ・ジェネリック医薬品の利用促進については、被保険者証送付の際に同封する「後期高齢者医療制度のしおり」に案内を掲載するとともに、「ジェネリック医薬品希望カード」を同封。
- ・ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知については、市町村国保、広域連合で利用できるよう国民健康保険中央会においてシステム開発が行われている。

5 第三者行為（交通事故等）求償事務の強化

- ・第三者行為（交通事故等）の場合は、本人からの届出により、保険適用で治療することができ、保険者は、治療にかかった費用について、相手側の保険会社等に請求することになる。
- ・費用請求を確実にするため、未届である場合は傷病原因の照会を行っていますが、未届とならないよう、再照会や督促等により提出の強化を行っている。

【参考】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
求償額	23,640,437円	234,561,093円	356,527,108円
件数	296件	338件	335件

○ 平成22年度健康診査受診状況（平成23年5月末現在）

No.	市町村名	被保険者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 平成21年度 受診率	◎参考 平成20年度 受診率
1	大阪市	251,279	29,618	1,562	514	31,694	12.61%	12.80%	10.84%
2	堺市	74,735	13,099	0	342	13,441	17.98%	17.71%	15.53%
3	岸和田市	18,947	3,038	0	71	3,109	16.41%	15.00%	13.32%
4	豊中市	34,708	7,434	279	247	7,960	22.93%	21.41%	16.69%
5	池田市	10,085	4,852	0	26	4,878	48.37%	45.92%	53.17%
6	吹田市	29,143	10,985	0	120	11,105	38.11%	36.14%	33.10%
7	泉大津市	6,435	1,487	0	24	1,511	23.48%	22.65%	20.32%
8	高槻市	32,801	8,603	0	231	8,834	26.93%	26.36%	18.32%
9	貝塚市	8,262	1,605	0	24	1,629	19.72%	18.80%	17.38%
10	守口市	13,477	597	1,698	8	2,303	17.09%	18.46%	16.35%
11	枚方市	32,135	5,587	0	112	5,699	17.73%	16.27%	13.31%
12	茨木市	20,575	4,708	281	37	5,026	24.43%	25.87%	20.79%
13	八尾市	24,268	4,326	355	111	4,792	19.75%	17.84%	14.53%
14	泉佐野市	9,546	1,713	0	30	1,743	18.26%	19.14%	14.97%
15	富田林市	11,422	3,618	0	98	3,716	32.53%	30.04%	26.39%
16	寝屋川市	19,532	6,777	0	79	6,856	35.10%	32.36%	32.49%
17	河内長野市	11,619	3,260	0	32	3,292	28.33%	25.84%	22.86%
18	松原市	11,344	1,908	0	42	1,950	17.19%	16.34%	14.93%
19	大東市	9,456	2,421	0	11	2,432	25.72%	27.63%	22.17%
20	和泉市	13,533	3,641	0	47	3,688	27.25%	27.14%	22.46%
21	箕面市	10,940	3,092	0	227	3,319	30.34%	30.03%	22.55%
22	柏原市	6,514	1,592	0	25	1,617	24.82%	23.81%	26.92%
23	羽曳野市	11,366	2,863	0	113	2,976	26.18%	24.09%	20.55%
24	門真市	9,641	2,376	0	10	2,386	24.75%	22.37%	20.52%
25	摂津市	5,795	724	299	2	1,025	17.69%	17.01%	16.39%
26	高石市	5,862	1,080	0	26	1,106	18.87%	20.04%	19.90%
27	藤井寺市	6,364	1,793	0	38	1,831	28.77%	27.58%	22.01%
28	東大阪市	42,807	6,965	0	145	7,110	16.61%	14.98%	10.57%
29	泉南市	5,756	959	0	62	1,021	17.74%	19.60%	14.20%
30	四条畷市	4,062	870	0	4	874	21.52%	22.03%	20.55%
31	交野市	6,165	962	0	28	990	16.06%	15.20%	13.73%
32	大阪狭山市	4,992	1,060	0	18	1,078	21.59%	19.79%	17.51%
33	阪南市	5,248	727	0	13	740	14.10%	14.19%	14.04%
34	島本町	2,647	397	0	12	409	15.45%	20.60%	11.22%
35	豊能町	2,438	1,038	0	24	1,062	43.56%	39.36%	40.19%
36	能勢町	1,748	129	402	3	534	30.55%	30.65%	21.75%
37	忠岡町	1,806	309	0	0	309	17.11%	15.82%	16.76%
38	熊取町	3,517	490	0	38	528	15.01%	15.57%	11.95%
39	田尻町	817	141	0	0	141	17.26%	17.09%	12.34%
40	岬町	2,433	266	39	1	306	12.58%	11.08%	6.79%
41	太子町	1,323	312	0	8	320	24.19%	24.36%	12.55%
42	河南町	1,909	234	1	16	251	13.15%	22.07%	13.03%
43	千早赤阪村	883	221	0	6	227	25.71%	23.79%	20.45%
合計		788,335	147,877	4,916	3,025	155,818	19.77%	19.20%	16.38%

※被保険者数は平成22年4月1日現在

○ 東日本大震災における被災転入者の状況等について

1 大阪府における被災転入者の状況（平成23年7月末日現在）

(1) 被災転入者数

県名	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	新潟県	合計
人数	4人	15人	9人	7人	1人	36人

《住民異動届出月別》

届出月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
人数	11人	9人	8人	3人	5人	36人

(2) 転入先

大阪市(15人)、茨木市(4人)、豊中市・吹田市・八尾市・寝屋川市・泉南市(各2人)
堺市・池田市・泉佐野市・富田林市・箕面市・柏原市・太子町(各1人)

2 一部負担金(病院窓口等での自己負担金)等の免除及び保険料の減免について

(1) 一部負担金等の免除

- ・ 震災直後から6月末までの間は、一部負担金及び入院時食事療養費等に係る標準負担額は病院窓口等での申し出により徴収が猶予され、事実上免除。なお、当広域連合では、受診を円滑に行う観点から、前記取扱いと併せて、申請に基づき「免除証明書」を交付。
- ・ 7月以降は、すべての病院窓口等で「免除証明書」の提出が必要となることから、未交付者に対して個別周知を実施(既交付者は、再度の申請を受けることなく更新)。
- ・ 7月末現在、「免除証明書」の交付件数は19件。なお、免除対象者で、既に一部負担金を支払っている場合には還付。
- ・ 7月15日付けで「一部負担金等の免除の特例に関する規則」を制定。
- ・ 免除期間は、原則として平成23年3月11日から平成24年2月末まで。

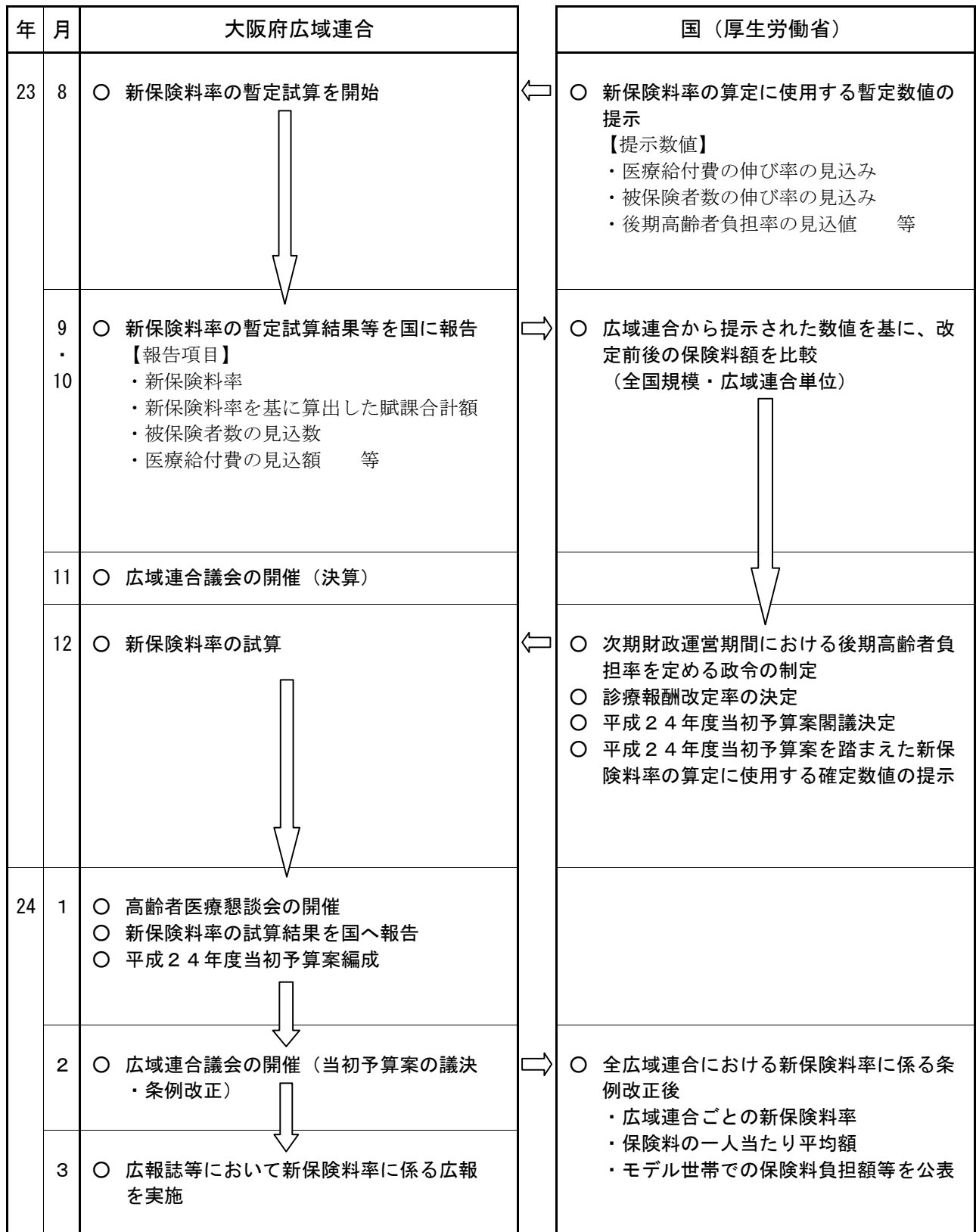
(2) 保険料の減免

- ・ 被災直後から現行の広域連合条例等に基づき保険料の減免を行ってきたが、国から5月末に減免の基準等が示され、下記国基準の③等に相当する規定がないことや、7月中旬に平成23年度の保険料決定通知書等を被保険者に送付する際に、減免後の保険料額も同時に送付することが望ましいとされたことから、6月14日に条例改正を専決し(7月22日開催の広域連合議会で報告)、規則についても整備を図り(6月30日付けで「保険料の減免の特例に関する規則」を制定)、個別周知を実施。
- ・ 7月末現在、保険料の減免件数等は、
平成22年度(3月分)8件・62,871円、平成23年度(1年間)17件・764,194円。
- ・ 減免期間は、原則として平成23年3月11日から平成24年3月末まで。

【国の基準】

- ①住宅の全半壊、全半焼等 ②世帯主等の死亡、傷病、行方不明、休廃止、失職
③原子力災害対策特別措置法の規定による避難又は退避 等

○ 平成24・25年度の新保険料率の算定に係るスケジュール（案）



※国の事務連絡及び前回の保険料改定にかかるスケジュールを参考に作成。

(参考)


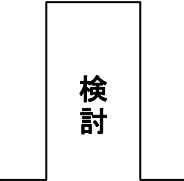




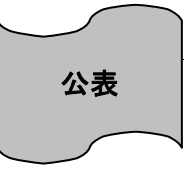
保険料 (平成20・21年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 47,415円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 8.68%
-------------	---	----------------------------------	---	-------------------------------------

保険料 (平成22・23年度)

保険料 (年額)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 49,036円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 9.34%
-------------	---	----------------------------------	---	-------------------------------------

○ 広域計画の改定スケジュール（案）

年	月	取組内容
23	8	 <p>○全国広域連合の「広域計画」の改定状況等調査</p>
	9	 <p>○改定素案の検討</p>
	10	 <p>○<u>素案の作成</u> ↓ ○各関係機関等に素案提示・・・意見聴取</p>
	11	 <p>○<u>素案を基にパブリックコメントの実施</u> (※パブコメの実施方法等については今後検討)</p>
	12	<p>○パブリックコメントの意見集約</p>
24	1	 <p>○「改定案」の作成 ■『懇談会』において「改定案」提示 ↓</p>
	2	 <p>○各関係機関等に「改定案」提示 ↓ ◎『広域連合議会』において「改定案」の議決 ↓</p>
	3	 <p>○<u>公表及び各関係機関等への送付・提出</u></p>

(参考) 全国広域連合 広域計画改定状況 一覧

ブロック	都道府県	第一次策定	計画期間	第二次策定	備考
北海道 ・ 東北	北海道	H19.11	6年間	H25年度～	24年度改定予定
	青森県	H19.03	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	岩手県	H19.11	5年間	H24年度～	検討中
	宮城県	H19.11	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	秋田県	H19.11	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	山形県	H19.03	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	福島県	H19.08	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
関東 ・ 信越	茨城県	H19.08	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	栃木県	H19.10	5年間	H25年度～	
	群馬県	H19.08	6年間	H25年度～	
	埼玉県	H19.07	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	千葉県	H19.07	5年間	H24年度～	検討中
	東京都	H20.02	10年間	H30年度～	
	神奈川県	H19.08	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	新潟県	H19.11	6年間	H25年度～	24年度中改定予定
	山梨県	H19.07	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
長野県	H19.11	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)	
東海 ・ 北陸	富山県	H19.11	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	石川県	H19.03	5年間	H23年度～	◎ 23年3月第2次改定済
	岐阜県	H19.08	6年間	H25年度～	24年度中改定予定
	静岡県	H19.02	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	愛知県	H19.07	5年間	H24年度～	未定
	三重県	H19.11	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
近畿	福井県	H19.03	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	滋賀県	H19.11	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	京都府	H19.07	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	大阪府	H19.07	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	兵庫県	H19.03	6年間	H25年度～	
	奈良県	H19.08	5年間	H24年度～	検討中
	和歌山県	H19.07	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
中国 ・ 四国	鳥取県	H19.11	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	島根県	H19.07	3年間	H22年度～	◎ 22年2月第2次改定済
	岡山県	H19.02	5年間	H23年度～	◎ 23年2月第2次改定済
	広島県	H19.04	3年間	H22年度～	◎ 22年4月第2次改定済
	山口県	H19.10	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	徳島県	H19.08	6年間	H25年度～	
	香川県	H19.11	6年間	H25年度～	
	愛媛県	H19.11	5年間	H25年度～	
九州	福岡県	H19.07	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	佐賀県	H19.11	4年間	H23年度～	◎ 23年2月第2次改定済
	長崎県	H19.02	5年間	H23年度～	◎ 23年度第2次改定済
	熊本県	H19.03	3年間	H23年度～	◎ 23年2月第2次改定済
	大分県	H19.03	5年間	H24年度～	未定
	宮崎県	H19.07	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	鹿児島県	H19.07	5年間	H24年度～	23年度中に改定実施(予定)
	沖縄県	H19.04	4年間	H25年度～	24年度中改定予定

※ 47広域連合中 昨年までに改定済は7広域連合 今年度中改定予定は28広域連合

大阪府後期高齢者医療広域連合広域計画

平成19年7月

大阪府後期高齢者医療広域連合

I 広域計画の趣旨

我が国の医療保障制度は、「いつでも、どこでも、誰でも安心して医療を受けることができる」という国民皆保険制度として、長い歴史をかけて構築されてきました。しかしながら、急速な高齢化の進展や医療費の増大、経済成長の停滞による保険財政の悪化のなかで、すべての国民にどのように公的に医療サービスを保障していくのかが大きな課題となり、医療保障制度の再構築のあり方に関する議論が続けられてきました。

こうしたなか、平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、急速な少子高齢化に伴う超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の一環として、後期高齢者医療制度が創設されることになりました。

後期高齢者医療制度は、現行の老人保健制度を廃止し、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立の保険制度を発足させるものです。この制度では、①制度実施主体と財政責任の主体を明確化する、②財政運営の安定化、財政リスクの分散と軽減を図る等の観点から、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合がその運営を行うこととされています。

大阪府においては、平成18年12月の関係市町村の議会において、広域連合の設立協議に関する議決を得て規約を定め、平成19年1月17日に大阪府知事の許可を受け、同日付けで、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）を設立しました。

大阪府後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域連合及び広域連合を組織する市町村の事務運営の指針とするとともに、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定に基づいて策定するものです。

広域計画には、広域連合規約第5条の規定により、次の項目について記載します。

- （1）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること
- （2）広域計画の期間及び改定に関すること

Ⅱ 計画期間及び改定

広域計画の期間は、平成19年度からの5年間とし、その後、5年を単位に改定します。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

Ⅲ 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

1 後期高齢者医療制度をとりまく現状

(高齢化の状況)

大阪府の総人口は、平成18年10月1日現在、約8,815千人となっており、そのうち75歳以上の後期高齢者人口は、約689千人になっています。全人口に占める後期高齢者人口の割合は、7.8パーセントであり、全国値の9.5パーセントと比較すると、1.7ポイント低くなっています。

しかしながら、平成12年の国勢調査と比較すると、当該時点における後期高齢者人口が約493千人であったのに対し、後期高齢者人口は約40パーセント増加するとともに、総人口に占める後期高齢者人口の割合も、2.2ポイント上昇しています。

高度経済成長期に大量に転入した世代や、いわゆる「団塊の世代」の加齢等により、今後なお一層の高齢化の進展が見込まれています。

(老人医療費の状況)

急速な高齢化の進展に伴い、国全体の老人医療費は年々増大し、国民総医療費に占める老人医療費の割合も年々上昇しています。

府における一人当たり老人医療費は、平成14年度から16年度の3年連続で全国3位の高い水準にあります。平成16年度の一人当たり医療費は、全国の平均額と比較すると、約17パーセント高くなっています。

また、平成16年度の実績をみると、入院は全国平均に比べて約8パーセント高く、通院は全国平均に比べて約19パーセント高くなっています。一人当たりの老人医療費の高い都道府県では、入院に係る一人当たり医療費のほうが高くなる傾向にあるのに対し、府では、通院のほうが高くなっているのが特徴です。

2 事業実施に当たっての基本理念

1に記載した現状を踏まえ、次の5つの基本理念に則り、後期高齢者医療制度を運営します。

● 高齢者の健康と安心を支えるセーフティーネットとしての制度運営

後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を堅持し、後期高齢者が安心してその特性を配慮した医療給付を受けることができるとともに、制度が持続可能性あるものとして安定的に運営することができるよう創設された制度です。

このような制度創設の趣旨に立脚し、後期高齢者医療制度を高齢者の健康と安心を支えるセーフティーネットにふさわしい制度として運営します。

● 関係市町村との連携による総合的かつ計画的な事業実施

後期高齢者医療制度は、広域連合がその運営主体となりますが、一部の事務は関係市町村が実施します。関係市町村との緊密な連携調整を図り、その協働の下、総合的かつ計画的に事業を実施します。

● 医療費の適正化の推進

医療費の増大が続くなか、制度の持続可能性を確保するためには、医療費の適正化が最重要課題です。適正化に向けた取組みを積極的に推進します。

● 住民意見の反映と住民サービスの確保

被保険者をはじめ広く住民の意見を聴取し、制度運営に反映するよう努めます。関係市町村との連携を図り、住民サービスの確保を図ります。

● 効率的な行財政運営

広域連合の行財政運営を効率的に行い、簡素な組織づくりに努めます。

3 事業計画

● 平成19年度

平成20年4月の制度施行に向け、広域連合及び関係市町村におけるネットワークシステムの構築、被保険者台帳の作成、保険料率の算定、平成20年度以降の事務処理手法の検討整理等、後期高齢者医療制度の実施体制の確立に向け、広域連合及び関係市町村において、必要な準備作業を行います。

● 平成20年度以降

(1) 被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、被保険者の資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を行い、広域連合に送付します。

広域連合は、提供された情報をもとに、被保険者台帳により被保険者資格を管理するとともに、被保険者証その他の必要な証明書を被保険者に対して交付します。

短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付については、被保険者間の保険料負担の公平性、制度に対する信頼性を確保する観点から、適切に運用します。

(2) 医療給付に関すること

関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条に規定する後期高齢者医療給付に関して、療養費、高額療養費等の支給申請等の受付事務を行い、申請等に関する情報を広域連合に送付します。

広域連合は、申請に対する支給決定等を行うとともに、給付情報を一元的に管理します。

また、後期高齢者医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管は、広域連合の責任において行います。

なお、レセプト点検については、医療費の適正化に資するという観点を踏まえた適正な手法により実施します。

(3) 保険料の賦課徴収に関すること

関係市町村の保有する被保険者に係る課税情報を基に、広域連合が保険料を賦課します。なお、保険料率は、広域連合の区域内均一とし、概ね2年間を通じ、財政の均衡を保つことができるものとしします。

関係市町村は、保険料徴収及び保険料に関する申請の受付等の事務並びに滞納整理を行います。

保険料の収納確保は、保険料負担の公平性の維持及び適正な制度運営の根幹にかかわる重要課題です。関係市町村は、収納率の向上に努めるとともに、広域連合は必要に応じて関係市町村の取組みを支援し、保険料の収納確保に努めます。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、厚生労働大臣の示す指針を踏まえ、関係市町村と連携し、被保険者の健康の保持増進に必要な事業を行うよう努めます。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

関係市町村は、(1) から (4) に記載する窓口事務に付随する事務を行います。

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応については、広域連合と関係市町村が緊密に連携して対応します。

また、住民に対する制度内容の周知・啓発については、各種広報媒体を活用し、広域連合と関係市町村が連携協力して行います。

● 事業実施に当たっての留意点

(1) 個人情報の適正管理

後期高齢者医療制度の実施に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、住民基本台帳情報や課税情報のやりとりを行うことが不可欠となります。個人情報の取扱いに関しては、個人情報に関する保護規定やセキュリティポリシーに則り、広域連合と関係市町村において、適正に管理します。

(2) 関係市町村の連携協力

広域連合は関係市町村により設立された団体であり、後期高齢者医療制度に関する事務は、広域連合と関係市町村が分担して行うこととされています。制

度を効率的かつ円滑に運営するとともに、住民サービスを確保するため、広域
連合と関係市町村の事務分担を効率的かつ合理的なものとした上で、相互に連
携協力して、事務を執行します。